

新幹線プレス 		2024 年 11 月 24 日	No.687
		発行者	伊 藤 一 也
		編集者	教 宣 部
		J R 東海労新幹線地本	

労働者の権利を否定し 会社の主張を追認した **不当判決糾弾！** **淵上裁判控訴審判決**

11月21日JR東海労淵上中央執行委員長が本来の職場である東京第二運輸所への復帰を求めた地位確認請求裁判控訴審（通称：淵上裁判控訴審）で、東京高裁は控訴を棄却する不当判決を下しました。第一審と同じく、労働者は企業と雇用契約を結んだら労働義務はあるが、どういう仕事をするか選択する権利はないという、企業の側に立った論理に貫かれたものでした。

判決後の集会では、地本伊藤委員長・本部成田副委員長が、「働く者の権利を否定し会社の側に立っている」「やむを得ず専任社員契約をしたことや、不当労働行為であることに目を向けない」と判決を批判。

仲田弁護士から「一審判決を批判したわれわれの主張に対して、控訴審判決は、出向と専任社員契約は別だ・本人が契約書に署名しその内容で就労しているから契約は正当などと、会社のやったことを追認する判決だ」と判決内容についての批判が述べられました。

最後に原告の淵上委員長が、「脱退者が出た中で多くの組合員・OBが来てくれた。判決は不当であるが、出向の撤回という成果も勝ち取ってきた。闘うものにしか未来はない。結果に屈せず自信をもってこれからも闘っていこう。」と決意が述べられました。